

## 土地賃貸契約書

- (契約の本旨) 賃貸人 (以下甲という)は、下記土地を 賃借人  
第1条 (以下乙という)に の使用目的で賃貸し、乙はこれを賃借した。
- (貸借期間) 賃貸借の期間は、平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで  
第2条 の 年間とする。(但し、期間満了3ヵ月前までに甲・乙協議の上、この期間を延長できる。)
- (地代及び支払方法) 土地の地代は、一ヵ月金 円也とし、乙は毎月末までに翌月分を甲の  
第3条 指定口座 銀行 支店 普通預金 NO  
への振込み又は現金で支払うものとする。  
( 坪当たり 円 年間地代 円 )
- (敷 金) 乙は、契約時に敷金として金 円を甲に支払うものとする。  
第4条
- 2 敷金は賃貸借契約が満了し、乙が本物件の明渡しを完了したときに、甲はその  
明渡しの日より3ヵ月以内に返還する。(尚、敷金に利息はつけない。)
- 3 甲は敷金の返還に際し、地代等に未納があるときは、それを差引いて返還する。
- (地代の改定) 地代は賃貸借開始日より満3ヵ年経過毎に、甲乙協議の上改定する。  
第5条
- (書面承諾) 乙は本物件を第3者に転貸すること及びこれと同様な行為並びに土地の使用  
第6条 目的の変更は、甲の書面による承諾を必要とする。
- (立ち入り検査) 土地管理のため必要と認められるときは、甲はこの土地内に立ち入ることが  
第7条 できるものとし、乙はこれを拒むことはできない。
- (賃貸人の解除) 乙が本契約の条項に違反したときや地代の支払いが2ヵ月以上遅滞したときなど  
第8条 により、甲乙両者の信頼関係が損なわれたときは、甲は本契約を解除し、直ちに  
明渡しを求めることができる。
- (管轄裁判所) 本契約関係の訴訟については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所とする。  
第9条
- 以上、この契約の証として本書巻通を作成して賃貸人がその原本を所持し  
賃借人はその写しを所持するものとする。

賃貸借物件の表示

所在地

土 地

平成 年 月 日

賃貸人 住 所  
(甲) 氏 名

印

賃借人 住 所  
(乙) 氏 名

印

乙の連帯 住 所  
保証人 氏 名

印